

横福指第 165 号

平成 25 年(2013 年)10 月 31 日

指定(介護予防)通所介護事業所管理者 様

指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所管理者 様

横須賀市福祉部長

生活相談員の資格要件の変更について

日頃より、本市の介護保険行政にご協力賜わり厚くお礼申しあげます。

さて、指定(介護予防)通所介護及び指定(介護予防)認知症対応型通所介護の生活相談員の資格要件については、指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例、指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例、指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例並びに各条例の施行規則に規定しています。

この中で生活相談員の資格要件については、「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てるものとする。」としているところですが、「これと同等以上の能力を有すると認められる者」の取扱いについては、指定(介護予防)通所介護と指定(介護予防)認知症対応型通所介護とでは、一部異なる取扱いをしてきたところです。

今般、これらの取扱いを別紙のとおり見直し、平成 25 年 11 月 1 日から施行することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、本通知における指定(介護予防)通所介護には、基準該当居宅サービスに該当する指定(介護予防)通所介護を含み、また、指定(介護予防)認知症対応型通所介護には、共用型指定(介護予防)認知症対応型通所介護を含まないことを申し添えます。

事務担当 横須賀市指導監査課指導監査第 2 係
電話 0 4 6 (8 2 2) 8 3 9 3 (直通)

指定(介護予防)通所介護及び指定(介護予防)認知症対応型通所介護の 生活相談員の資格要件について

指定(介護予防)通所介護（基準該当居宅サービスに該当する指定（介護予防）通所介護を含む。以下同じ。）及び指定(介護予防)認知症対応型通所介護（（共用型指定（介護予防）認知症対応型通所介護を除く。）の生活相談員の資格要件を次のとおりとします。

1 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第 388 号）に基づく大学、旧高等学校令（大正 7 年勅令第 389 号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- (2) 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- (3) 社会福祉士
- (4) 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- (5) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの
 - ア 精神保健福祉士
 - イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において、法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者

2 これと同等以上の能力を有すると認められる者

- (1) 介護支援専門員
- (2) 介護福祉士
- (3) 介護保険施設又は通所系サービス事業所（指定通所介護、指定通所リハビリテーション及び指定認知症対応型通所介護の事業所をいう。）において、常勤で 2 年以上（勤務日数 360 日以上）介護等の業務に従事した者（直接処遇職員に限る。）

3 経過措置

施行日前日（平成 25 年 10 月 31 日）において、現に「これと同等以上の能力を有すると認められる者」の資格要件として、ヘルパー 1 級資格所有者（※指定通所介護又は指定認知症対応型通所介護の従事経験がある者に限る）をもって指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所の生活相談員に従事している者は、施行日（平成 25 年 11 月 1 日）以後当該事業所の従業者として勤務する間、生活相談員に従事することができるものとします。